

4月分の納税のお知らせ

●軽自動車税・・・全期
●国民健康保険税・・・第1期
納税は期限内(5月2日まで)に納めましょう。

☆納税は簡便便利な口座振替で！
☆軽自動車税の納税証明書は車検の際に必要となりますので、大切に保存しましょう。

☆ご不明な点がありましたら、市役所税務課または、お近くの各支所住民課税務出納係までお問い合わせください。

▼問い合わせ先
市役所税務課 ☎(25)8116

労働保険の
年度更新手続きはお早めに！

平成17年度の年度更新手続きは、5月20日までお願いします。

(一)「年度更新」とは
労働保険の保険料算定期間は、毎年4月1日から次の年の3月31日までの1年を単位として計算し、毎年4月1日から5月20日までの間に前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただくことができます。

くことになっていきます。

(2)「年度更新」手続きは、「年度更新」の具体的な手続きは、申告書と同封しています。「労働保険料算定基礎賃金額集計表」を記入し、これに基づき「労働保険概算・確定保険料申告書」を作成していただきます。

作成された申告書および保険料は4月1日から5月20日までに、金融機関(日本銀行蔵入代理店)、郵便局へ提出、納付してください。

(3) 提出先は
緑色の封筒に入った黒色と赤色で印刷してある申告書は滋賀労働局労働保険徴収室または所轄のハローワークで受付します。

水色の封筒に入ったふじ色と赤色で印刷してある申告書は滋賀労働局労働保険徴収室または所轄のハローワークで受付します。

また、滋賀労働局労働保険徴収室、労働基準監督署、ハローワーク、社会保険・労働保険徴収事務センターでは、期間中(土日祝は除く)は毎日受付を行っています。なお、ハローワークでは保険料の納付はできません。

☆雇用保険料の高年齢者の免除
4月1日現在において満64歳以上の被保険者(ただし、任意加入による高年齢継続被保険者、短期雇用特

交付を受けることができます。

対象者は、次の①～③すべてに該当する方です。

- ①国民健康保険に加入している方。
②専門学校、大学等に在学中である方。
③住所を下宿先等に移している方。

ただし、都合により住所を移していない場合でも、遠隔の保険証の交付を受けることができます。

手続きに必要なものは、新しい国民健康保険被保険者証、印鑑、学生証または在学証明書(どちらも平成17年4月1日以降の修学が認められるもの)です。

(学)の保険証については、毎年申請が必要ですので、各支所住民課保険年金係または市役所保険年金課で手続きをしてください。なお、古い(学)の保険証についても、4月以降は使えませんが、家の保険証と同様に処分してください。(保険年金課)

老人医療受給者証・
福祉医療費受給券をお持ちの方へ

老人保健医療受給者証・福祉医療費受給券が4月から一斉更新されました。

3月末に新しい受給者証(受給券)を送付しました。4月1日からは、高島市長発行の新しい受給者証(受

例被保険者、日雇労働被保険者は除きます。)にかかる雇用保険料は免除されます。平成16年度の確定保険料については、昭和15年4月1日以前に生まれた方です。平成17年の概算保険料については、昭和16年4月1日以前に生まれた方です。

▼問い合わせ先
滋賀労働局労働保険徴収室
☎077(522)6520

▼年度更新申告相談受付日
5月13日(金) 9時30分～16時30分
大津公共職業安定所高島出張所
高島市安曇川町末広4-37
☎0740(32)0047 (商工観光課)

固定資産の縦覧帳簿の縦覧について

平成17年度固定資産税に係る土地および家屋の縦覧帳簿の縦覧を行います。

▼縦覧できる人
固定資産税の納税者および納税管理人(代理人は委任状が必要)

▼縦覧期間
4月1日から5月31日まで(土、日、祝日を除く)

▼縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで
▼縦覧場所

市役所税務課または各支所住民課 ※各支所では旧町村の地域の縦覧帳のみ縦覧できます。

▼縦覧に必要なもの
納税通知書・課税明細書(5月中旬に送付予定)または身分証明書(運転免許証、健康保険証など)

▼問い合わせ先
税務課資産税係 ☎(25)8116

国民健康保険税の納付は、
4月から翌年1月までの10回です。

国民健康保険税の4月から7月までの4期分は、前年度の国民健康保険税額を基に計算した税額により納付していただきます。8月から翌年1月までの6期分は、8月に前年度の総所得額を基に計算した確定税額から、4月から7月までの4期分を差し引いた額により納付していただきます。

国民健康保険税は、医療費の支払にあてる財源となります。納め忘れの無いように、納期限までの納付にご協力をお願いします。(税務課)

国保の保険証が新しくなりました。
新しい国民健康保険被保険者証は

手帳・印鑑をご持参のうえ、市役所保険年金課または各支所住民課で手続きを行ってください。

②特別障害給付金が支給されます。

国民年金制度の発展過程において、任意加入期間(強制加入ではないが申出すれば国民年金に加入できる期間)に加入していなかったことにより、障害基礎年金が支給できなかった方に特別障害給付金が支給されます。支給額(月額)は、1級で5万円、2級で4万円となります。

●対象となる方は次のとおりです。

- ①昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時厚生年金、共済組合等の被保険者等の配偶者であり、かつ国民年金法の任意加入被保険者でなかった方で、現に国民年金の障害等級に該当する程度にある方。
②平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生または生徒であり、かつ国民年金法の任意加入被保険者でなかった方で、現に国民年金の障害等級に該当する程度にある方。

※給付金の支給は請求された月の翌月分からの支給となりますので、該当される方は各支所住民課または市役所保険年金課で4月中に請求を行ってください。(5月に請求されると6月分からの支給となります。)

(保険年金課)

遠方地の学生用の保険証を交付します。

国民健康保険加入者で、専門学校、大学などへの進学に伴い別居されている学生の方は、家の保険証とは別に(学)のついた学生本人用の保険証の

「黄色」、国民健康保険退職被保険者証は「緑色」です。

3月末に新しい国民健康保険被保険者証を各被保険者にお送りしました。まだお手元に届いていない方は、郵便局から「郵便物保管のお知らせ(差出人 高島市役所保険年金課)」がご自宅に届いているはずですので、それによりお近くの郵便局にご連絡をお願いします。なお、4月10日(日)までに郵便の届かない方は、各郵便局、それ以後はお住まいの地域の各支所住民課保険年金係もしくは市役所保険年金課にご連絡ください。

保険証が届きましたら、住所、氏名、生年月日等をご確認いただき、誤りがある場合は、お手数ですが市役所保険年金課または各支所住民課までご連絡ください。古い保険証は、4月以降は使えませんが、各自で責任を持って廃棄処分していただくか、各支所住民課保険年金係または市役所保険年金課へ返してください。(保険年金課)

老人医療受給者証・
福祉医療費受給券をお持ちの方へ

老人保健医療受給者証・福祉医療費受給券が4月から一斉更新されました。

3月末に新しい受給者証(受給券)を送付しました。4月1日からは、高島市長発行の新しい受給者証(受